

木曾川水系連絡導水路事業監理検討会（第3回）

参考資料

平成21年5月27日

独立行政法人水資源機構
中 部 支 社

木曾川水系連絡導水路事業監理検討会 規約

「木曾川水系連絡導水路事業監理検討会」規約

(趣旨)

第1条 「木曾川水系連絡導水路事業監理検討会」(以下「検討会」という)の組織及び運営に関しては、この規約に定めるところによる。

(目的)

第2条 本検討会は、木曾川水系連絡導水路事業(以下「導水路事業」という。)に係る環境影響に関する検討状況、環境への配慮に必要な施設の設計・運用等に関する検討状況、並びに事業量・事業費・実施工程・コスト縮減の、事業の執行状況の確認を行うとともに、事業執行上の課題について調整することにより、適正な事業執行監理を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者により構成する。

国土交通省	中部地方整備局	河川部長
岐阜県	県土整備部	県土整備部長
	都市建築部	都市建築部長
愛知県	地域振興部	地域振興部長
	建設部	建設部長
	企業庁	水道部長
三重県	政策部	政策部長
	県土整備部	県土整備部長
名古屋市	上下水道局	技術本部長
独立行政法人水資源機構	中部支社	副支社長

(座長)

第4条 座長は、国土交通省中部地方整備局河川部長が務めるものとし、会務を総括し検討会を代表する。座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 検討会に幹事会を置くものとする。

- 2 幹事会に属すべき幹事は、検討会を構成する者がそれぞれ指名する者とする。
- 3 幹事長は、国土交通省中部地方整備局河川部広域水管理官が務めるものとし、幹事会の事務を所掌する。
- 4 幹事長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(検討会の所掌事務)

第6条 検討会は、導水路事業について、次に掲げる事項を行う。

- 一 事業の執行状況の確認
 - ・環境影響に関する検討状況
 - ・環境への配慮に必要な施設の設計・運用等に関する検討状況
 - ・事業量、事業費、実施工程、コスト縮減
- 二 事業執行上の課題についての調整
- 三 その他

(検討会の開催)

第7条 検討会の開催は、座長の判断により随時開催するものとする。

- 2 幹事会は、検討会に先立ち開催することを基本とし、必要に応じて幹事長の判断により開催するものとする。

(議事の公開)

第8条 検討会の議事の公開については、検討会終了後に議事概要を公表することをもって公開とする。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、独立行政法人水資源機構 中部支社 建設部 第一事業企画課内に置くものとし、検討会に関する庶務は事務局において処理する。

(会議の招集)

第10条 検討会の招集は、座長の確認を得て事務局が招集する。

- 2 幹事会の招集は、幹事長の確認を得て事務局が招集する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が検討会に諮って定める。

付則

この規約は平成20年11月17日から施行する。